

労働総研 ニュース

No.424

2025年10月号

(2025年10月27日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎・Fax (03)3230-0441 <http://www.yuiyuidori.net/soken/>

全労連秋山正臣議長が中小企業支援策の改定について報告

2025・9・25 中小企業問題研究部会公開研究会

全労連は、2014年4月の「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」を皮切りに、2022年1月には「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言を発表してきました。

2022年の「提言」をバージョンアップしていく一環として、秋山正臣議長、九後健治副議長参加の下に、当部会は公開研究会を2025年9月25日に開催しました。当日は、部会構成員をはじめ、中小企業家同友会全国協議会、全国商工団体連合会からも参加をいただき、活発な討議がなされました。

秋山議長から示された「価格転嫁と公正取引で中小企業と地域経済の活性化めざす全国一律最賃と賃金引き上げに向けた中小企業政策の提言(案)」は、来年1月開催予定の幹事会で議案となる予定です。2026年1月施行の「中小受託事業者代金支払遅延等防止法」と「受託中小企業振興法」が、中小企業支援策として機能するために、履行されるべき課題や運動の方向が示されました。

提言(案)は、Ⅰ価格転嫁と公正取引の実現、

Ⅱ全国一律最低賃金制に向けた中小企業支援策、Ⅲ行政体制の拡充、Ⅳ地域における中小企業支援政策の拡充を柱としています。他方で、2025年度の都道府県最低賃金の改定状況から、前進面と課題が明らかになっています。(「2025年度最低賃金改定について／後退・前進の両側面がある」中澤秀一 静岡県立短期大学准教授／労働総研理事、本「ニュース」No423掲載)。

石破政権後の政策がどのように展開するか予断を許しませんが、税・社会保障のあり方が、最低賃金と中小企業支援をめぐる攻防の重要な争点となることは間違いありません。

中小企業団体等からは、インボイス廃止、消費税減税とならんで、社会保険料の事業主負担の軽減が切実な要求として出されています。非正規雇用の拡大を進めながら、社会保険加入・適用促進の結果、103万円の壁の引上げ等が、国民の声をとして強まっているのは当然です。税や社会保険負担が、労働者・国民の生活を圧迫する要因となる所得の「逆分配」機能を果たしているも問題です。

中小企業支援策の充実について、全国一律最低賃金の展望、税制・社会保障制度の改善のために、当部会として今後も研究を深化させる予定です。(部会責任者松丸和夫)

労基法規制強化、長時間労働根絶を求める

労働法制中央連絡会が請願署名スタート

現在、労政審労働条件分科会は、「働き方改革」5年経過の見直しを議論しています。過労死・過労自死は増加し続けている現在、本来なら規制強化の議論となりますが、「働き方改革の成果が出ている」(使用者委員発言)として現在の規制を変えない方向となっています。それどころか、使用者側は長時間労働となる裁量労働制の対象業務の拡大を職場の労使合意があれば進めるよう強く主張しています。これが現実になれば、どんな職場でも導

- ・中小企業問題・公開研究会 1
- ・研究部会の活動報告
 - 労働時間健康問題共同研究会 2
 - 女性労働研究部会 3
 - 関西産業労働研究会 3
- ・ごあんない
 - 労働時間健康問題共同研究会のお知らせ 3
 - 活動日誌 4
 - 労働法制中央連絡会・要請署名 4

入され、業務量増となり労働時間は把握されず、長時間労働となってしまう。

また、労組のない職場でも労使コミュニケーションができるよう基盤強化(過半数代表の民主的な選出・使用者からの時間外労働時間の情報提供など)することで、デロゲーション(規制の適用除外)を容易にすることを狙っています。しかし、労使対等の立場で交渉ができるのは労働組合だけであり、労組がなくても「労使合意ができる基盤整備ができた」とされたら、労組不要論が広まりかねません。実際、労組を弱体化させ、社員親睦会が労使コミュニケーションの相手としている大企業もあります。国に対して、労基法の規制強化、時短とともに、労働組合の活動を保障する措置を求めることも重要となっています。

そこで労働法制中央連絡会は、下記のとおり国会請願署名にとりくみます。

※署名用紙は、別途PDFで掲載 [こちら](#)

①取り組み期間:2025年10月～2026年4月

②提出行動:3月、5月を予定。

③集約期日:第1次集約2月末。

研究部会の活動報告

テーマは「労働組合の労働安全衛生活動」

労働時間健康問題共同研究会の報告

労働時間健康問題共同研究会が9月26日に全労連会館会議室で「労働組合の労働安全衛生活動」をテーマに四つの報告で開催しました。

報告内容は、①いの健全国センター労安単産担当者会議での実情と課題・清岡弘一(全国センター副理事長・担当者、全労連副議長)、②生協労連の労働安全活動のとりくみ・渡邊一博(生協労連副委員長・いの健対策委員会)、③教職員の労働安全衛生活動 給特法改訂と今後の労働安全衛生活動・杉本正男(産業カウンセラー・衛生推進者講習講師)、④教職員労働安全衛生学習交流会学校の活動・大里総一郎(学習交流会担当者・衛生推進者講習講師)です。

清岡氏は、いの健全国センター単産担当者会議の概要を全体の特徴と各単産のこれまでのとりくみと今後の課題、労働安全衛生活動について報告しました。単産の共通課題は、過重労働、人員不足、休日・休暇。休憩時間、パワハラ、メンタルヘルス、感染症予防対策、熱中症対策などを指摘し

ました。次に単産個別の課題と取り組みとして建交労、JMITU、化学一般、生協労連、福祉保育労、検数労連、MIC、民放労連、自治労連、全教の各単産の活動内容を紹介しました。

続いて2025国民春闘での単産の要求の到達を国民春闘共闘の最終版を使って報告し、最後にいの健全国センターの「政策・制度要求」の改定について(案)を提示し意見を集約して12月総会で確定するとしていました。

渡邊氏は、労働安全衛生活動の重要性を職場の重大事故の発生、腰痛の増加、メンタルヘルス不全の広がりや深刻化が契機となり、生協職場は共同購入、個配、店舗、介護、生鮮工場、物流など多様であり、関連・子会社、委託会社の労働者も組織化することでいのちと健康を守るとりくみから位置づけられたとした。

生協労連のとりくみは「いのちと健康を守る交流集会」を軸としながら各単組の労働安全衛生委員会の活動の前進をはかり、その後「労働安全衛生セミナー」としてすすめてきた。「労働安全衛生実態調査」をもとに労働安全衛生活動強化への「提言」を作成、併せて「あなたの職場の救急箱—労働安全衛生ハンドブック」を作成し、その改定版や別冊もつくり、これを活用して労働安全衛生活動を定着させてきたこと、職場に起きている問題の対策、ガイドラインづくりもすすめてきたを説明しました。

当面の課題として、高年齢者が健康で安心して働き続けられる職場づくりの「提言」作成、カスタマハラスメント対策、熱中症対策などをすすめています。

杉本氏は、最初に教職員の現状と課題を全教教職員勤務実態調査2022年のデータを使い特徴と問題・課題を示され、まとめとして時間外勤務は多少の改善はあるが長時間勤務は依然として多く、長時間勤務は教職員の人間らしい生き方生活を奪い、心身の健康に有害な影響を及ぼしていると指摘した。長時間労働を解消するために必要なことは、教職員を増やし業務を軽減する、担当事業時間を減らし、少人数学級を広げ、時間外手当を支給することが改革・改善につながると提起しました。

次に給特法改正の経過と問題点をこの間の論戦経過の資料を使って解説した。今回の改正は若干の手当の引き上げにとどまり、長時間労働の改善にはつながらないものと指摘。しかし運動とたたかいにより改善の方向が付帯決議に示されたことでその内容を紹介し、改善に向けての根拠となりました。

大里氏は、最初にコロナ禍で始めた労安交流会と学校の労安活動の意義を話し、次に労安交流会の内容を衛生委員会、メンタル、パワハラ、法律活用などの分野別の報告を紹介し、最後にこれからの課題として、教職員のいのちと健康を守る体制の確立と充実、特に小中学校の労働安全衛生の体制づくりが重要と指摘しました。

(研究会責任者 佐々木昭三)

「税・社会保障制度を世帯単位から個人単位へ」をテーマに開催

女性労働研究部会の報告

女性労働部会では今回、生協労連中央執行委員長の柳恵美子さんに生協労連の「税・社会保障制度を世帯単位から個人単位へ」について報告していただきました。

生協労連では2005年からジェンダー平等に向けてとりくみ、欧州視察も実施しました。2011年から検討を重ね、2018年に「賃金と社会保障のセットで年収270万円でもふつうに暮らせる社会」を発表しました。「ふつうの暮らしとは」として、賃金(最低賃金全国一律1500円以上、1日7時間労働で年収270万円、同一価値労働同一賃金)、働くルール(1日7時間・週35時間で年1800時間、ワークライフバランス)、社会保障(最低保障年金創設、医療・介護制度の充実、教育・子育て、住宅政策等)を示し、財源確保の方法も明示しました(現在到達点と政策の見直しを議論中)。

この政策をベースにして、性別役割分業を脱却し、性別・家族形態・雇用形態にかかわらず、一人一人が個人として尊重される社会をめざして、2024年に「税・社会保障システムを世帯単位から個人単位へ」を決定した。具体的には、①すべての労働者が所得や労働時間の制限なく社会保険に加入できる、②国民すべてに最低保障年金8万円を、③国民年金第3号被保険者制度は廃止、④最低生計費調査から非課税限度額を144万円に(見直しを検討中)、⑤配偶者・配偶者特別控除は廃止する。

(研究部会責任者 中嶋晴代)

工作機械メーカーの事例研究で開催

関西産業労働研究会の報告

2025年9月25日(zoom開催)に開催された関西産業労働研究会の様子を報告します。報告者は立

命館大学大学院(D2)の石丸暁彦氏で、博士論文の構想を報告しました。石丸氏の博士論文は、京都のJMIUTに加盟している工作機械メーカーA社の事例研究です。

A社の労使関係を石丸氏は「合意協力型労使関係」ととらえ、その形成過程を60年代70年代におけるA社の労使交渉に求める研究です。参加者からは、「歴史過程の整理は丁寧に行われているが、リサーチクエッションが不明瞭なのでは」などのコメントが寄せられました。

(責任者:伊藤大一作成)

////////////////////////////////////

ごあんない

◇労働時間健康問題共同研究会のお知らせ

日時：2025年12月5日 13時30分～16時30分

会場：全労連会議室(全労連会館3階)

会場参加とオンライン(Zoom)の併用

内容：

<報告1 自公政権の労働時間政策と労働時間の実態～「働き方改革」から「働きたい改革」への転換をめざすもの

報告者・鷲谷 徹(中央大名誉教授)

<報告2 いのちと健康を守り人間らしく働くルール確立をめざす労働時間短縮

報告者・佐々木昭三(労働総研・社会医学研究センター理事)

<報告3 従来の「時短闘争」を振り返って一労働組合を大きく強く～労働時間短縮に向けて取り組む課題

報告者・生熊茂実(金属労働研究所運営委員長)

<指定発言 労基法「解体」への考え方と全労連の取り組み土井直樹(全労連厚生労働局

<質疑応答・全体討論>

【参加申し込みについて】

参加を希望される方は、氏名、メールアドレスおよび会場参加かオンライン(Zoom)参加かを明記のうえ、2025年11月30日(水)までに労働総研事務局(下記)にメールでお申し込みください。なお、会場のスペースの関係で、会場参加希望者が多い場合、

オンライン参加に切り替えていただく場合があります。その際にご容赦ください。

オンライン参加者には後日、ZoomミーティングのID、パスコードとレジメをお送りします。

労働総研メールアドレス:research@rodosoken.com

活動日誌

- | | | |
|-----|----|------------------------------------|
| 9月 | 25 | 中小企業問題研究部会・公開研究会
労働総研・課題別プロジェクト |
| | 26 | 労働時間健康問題共同研究会 |
| | 27 | 関西産業労働研究会 |
| | 28 | クォーターリー編集委員会 |
| | 29 | 労働総研・研究委員会 |
| 10月 | 06 | 企画委員会 |
| | 09 | 事務局会議 |